

京都市告示第147号

空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第1項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する空家等管理活用支援法人を指定しましたので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月30日

京都市長 松井孝治

空家等管理活用支援法人指定

法人の名称 又は称号	住所	事務所又は 営業所の所在地	指定年月日	指定期間
公益社団法人京都府宅地建物取引業協会	京都市上京区中立売通室町西入三丁目453番地3	同左	令和6年4月30日	令和6年4月30日から令和11年3月31日まで
一般社団法人京都府不動産コンサルティング協会	京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル七観音町637番地	同左	令和6年4月30日	令和6年4月30日から令和11年3月31日まで
特定非営利活動法人京町家再生研究会	京都市中京区新町通錦小路上る百足屋町384番地	同左	令和6年4月30日	令和6年4月30日から令和11年3月31日まで
公益社団法人全日本不動産協会	東京都千代田区紀尾井町3番30号全日会館	(京都府本部) 京都市中京区柳馬場通三条下ル槌屋町98番地2全日京都会館	令和6年4月30日	令和6年4月30日から令和11年3月31日まで
公益財団法人日本賃貸住宅管理協会	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号	(京都府支部) 京都市下京区四条通新町東入月鉾町62番地	令和6年4月30日	令和6年4月30日から令和11年3月31日まで

(都市計画局住宅室住宅政策課)